

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

---

### （開催要領）

- 1 日時 平成26年9月17日（水）18：57～19：14
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

#### <WG委員>

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

#### <提案者>

太田 清明 台東区文化産業観光部長

奥原 崇 台東区都市づくり部長

河井 卓治 台東区文化産業観光部観光課長

平林 正明 台東区文化産業観光部観光課係長

金井 康典 台東区企画財政部企画課主任主事

#### <事務局>

藤原 豊 内閣府地域活性化推進室次長

### （議事次第）

- 1 開会
  - 2 議事 国際観光特区
  - 3 閉会
- 

○藤原次長 それでは、台東区からの御提案ということでヒアリングを始めさせていただきます。

20～30分の時間を予定しておりますので、10分程度でございますが、御説明をいただいた上で意見交換させていただきます。資料と議事録は、原則公開という形にしておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、原委員、お願いいたします。

○原委員 遅い時間に申し訳ございません。どうぞよろしくお願いいたします。

では、早速御説明をお願いいたします。

○太田部長 私は、台東区の文化産業観光を担当している部長でございます。よろしくお願い申し上げます。

私の台東区は、御承知のとおり、上野、浅草、谷中を始め、よく知られている観光地でございます。歴史と伝統・芸術の町、台東区ということで全国にアピールしているところ

でございます。

私どもは、とにかく文化を大事にいたしまして、文化で大勢のお客様に台東区に来てもらう、そして、観光につなげ、それが色々と、お客様に町中を歩いていただいて、それを産業につなげていくというコンセプトで、私どもは、そういうことを台東区がメインになって、中心になっていく部署でございまして、それで文化産業観光部ということで、これを一手に仕切って頑張っているところでございます。

私たちのほうで平成24年度に観光の調査をいたしまして、観光客の人数は年間4,400万人ほど来ております。これを今回、オリンピック開催に向けまして、さらに努力いたしまして、年間5,000万人以上を目指せというのが台東区のコンセプトでございまして、町中とにかく観光客の方に来ていただいて、台東区のにぎわいの活性化につなげたい、そのために頑張っております。

今回は、是非とも色々な形で我々も頑張っていきたいということで特区に申請させていただきました。皆様のお力を借りてさらに頑張っていきたいと思っておりますので、是非今日はよろしく願いいたします。

○金井主任 それでは、資料の説明に移らせていただきたいと思います。資料1を中心に説明いたします。

まず、ただ今お話しにあったとおり、台東区には、浅草寺を始めとした浅草エリア、多くの美術館や博物館などの文化施設が集積する上野エリア、下町の風情が残る谷中エリアなどの観光資源が多く存在いたします。そして、伝統工芸、皮革産業等の産業資源なども多く存在しております。その中で、台東区新観光ビジョンを作成して、観光の魅力の創出、おもてなしの向上、また、快適な観光の基盤づくりを進めているところです。

資料右側の国家戦略特区に係る取組を御覧ください。新観光ビジョンが目標とする年間観光客数5,000万人を達成するために、国家戦略特区を活用した以下の取組を推進したいと考えております。

まず初めに、エリアマネジメントによるにぎわいの創出です。こちらは初期メニューを活用した取組となっており、以下の路上パフォーマンスですとかオープンカフェ、デジタルサイネージによる多言語表示といったものを取り組んでいきたいと思っております。

次に、おもてなしの向上の取組です。こちらについては、外国語による有料観光案内サービスの拡大を提案しております。こちらについては、東京都が提案しているものと多少重なる部分もあるのですが、追加提案のメニューとして考えております。

国家戦略特区区域内の事業者が、一定の語学力を備え、かつ観光案内に関する知識を有する者について、事業者独自に認定をし、認定を受けた者は通訳案内士の資格がなくても有料観光案内サービスが行えるといったものになっております。これによって、オリンピックですとかパラリンピックに向けた外国人観光客の増加に対応していきたいと考えております。

次に、快適な観光の基盤づくりについての取組です。こちらでは追加提案メニューを二

つ挙げております。

一つは、民間事業者による無料循環バスの停留所を道路占用許可の対象とするものです。こちらは現在、国道、都道、区道において有料乗り合いバスの停留所のみが道路占用物件として認められているのですが、こちらを観光振興に資する民間事業者が運営する無料循環バスの停留所についても道路占用物件として認めていただきたいということで考えております。

これについては、実際に台東区の中で運行している無料循環バスが、民間事業者が運営している循環バスがございまして、赤いパンフレットで一緒にお配りしているものです。時間があるときに御覧ください。

続きまして、快適な観光の基盤づくりに関する提案メニューの二つ目になります。こちらは、旅客不定期航路事業における2点間運航の許可になります。現在、年間3日以内のイベント船を除く旅客定員が13名以上の船を利用した航路事業については、定期航路事業であれば2点間運航というのが可能となっているのですが、旅客不定期航路事業については2点間運航は行えません。これを許可することで、水上を利用した観光客の回遊性の向上につながると考えております。

この取組が進めば、例えばオリンピック会場を結ぶルート確保ですとか観光ネットワークの向上につながると考えており、台東区だけで取り組むのではなく、広域で取り組んでいくことで、より一層の効果が広がるものと考えております。

○原委員 逆に、何が認められているのですか。

○金井主任 現在認められているのは、定期航路便であれば、A地点からB地点まで行って、その場所でお客をおろすということが出来ますが、不定期航路事業においては、A地点から出発して、A地点に戻ってこないとお客をおろせないというものがあります。イベント船などであればそういったものが可能になるのですけれども、現時点では、不定期航路事業については2点間運航というのができないことになっておりますので、これを許可することで回遊性の向上につながると考えております。

○藤原次長 総合特区のエリアになっていないというだけなのです。

○原委員 分かりました。

○金井主任 台東区の説明については、以上になります。

○原委員 ありがとうございます。

もう一つその上のところでいって、無料循環バスの話というのは、結構色々な無料循環バスがありますね。ホテルの送迎などでぐるぐる駅と回るのも多分それに当たって、道路に停留所っぽいものを置いてあるように思うのですけれども、あれはどういうことになっているのでしょうか。

○金井主任 まず、民間事業者のほうで無料の循環バスをやっているところは確かにあるのですが、停留所については、民間の敷地内に基本は設置をしていて、道路上の占用として行っているものは基本的には今のところはありません。

かつ、送迎バスなどについては、当然のことながら道路上に停留所を設置するということは認めておりませんので、そういったものは対象に、可能とはなっていないという状況です。

○原委員 駅とホテルとをつなぐものはよくありますでしょう。それで、少なくとも駅のほうについては道路の歩道のところにあると思うのです。あれは少なくとも民間の敷地ではないような気がするのですが。

○河井課長 それを正規の手続でやっているかどうかは分からないのですけれども、あくまで、お示ししたこのパンダバスですが、今、説明者からありましたように、民間の私有地を使って、あまり固定して正規の道路の上とかに立てたらまずいものですから、のぼり旗で、ここが停留所みたいな形でお示ししているのです。ですから、地図で何箇所か浅草の回りを周遊するようになっていきますけれども、各停留所は固定の停留所というかたいものではなくて、のぼり旗、旗でやっているものですから、こちらを利用される方から、なかなか分かりづらいというような苦情がかなり来ているということでございます。

○原委員 なるほど。だから、普通のバスみたいにちゃんと道路に停留所があつて、時間とかも書いてあつてというように。

○河井課長 それができればすごく理想的で、観光客の方も利便性が高まると思っております。

○原委員 分かりました。

こういうものは、これまで特区とか、そういうところでは何かなかったのでしょうか。

○藤原次長 あまり聞かないですね。

○原委員 何かいかにもありそうな。

○藤原次長 ありそうですけれどもね。

○河井課長 そこを是非ともお願いできればと思うのです。

○原委員 分かりました。

○藤原次長 不定期船の話とか例の通訳案内士、これは総合特区でもう認められていますね。国家戦略特区にむしろここで指定を受けたり、追加提案というよりは、総合特区の区域を広げてくれといったほうが早いと思うのですけれども、そういうお話はこれまで東京都ないし国とはされていないですか。

○河井課長 そこはしていません。

○藤原次長 それだけであれば、ここでの追加提案というよりは、そちらのほうが早いですよ。

○河井課長 一応、項目出しはさせていただきたいということで御理解いただければと思います。

○原委員 あと、そもそも何で、今、台東区はエリアに入っていなかったのですか。素人的に言うと、2020年のオリンピックに向けて、当然、世界中から人のやってくる最も大事な場所の一つではないかという気がするのですが、何かこれまで議論はあったのですか。

○金井主任 去年の夏ごろだったと思うのですが、特区の提案の募集をしていることを、区のほうで情報として認識できていなかったというところが一つあります。

また、当時区のほうとしても、特区の取組を検討する中で、明確な規制緩和のメニューが示せなかったというところもございましたので、今後はこういった中身で是非とも進めていきたいと考えております。

○原委員 分かりました。

これは、エリアマネジメントのところは初期メニューを使ってということですね。

○金井主任 はい。

○原委員 あとは、それ以外で初期メニューを使う余地というのはありますか。例えば旅館業法の話などというのは、いかにもありそうな気はするのですが、あまりお考えにはなっていないですか。

○河井課長 旅館業法の話は、関係する団体の方々と何回か打ち合わせの機会を持っています。色々な御意見がございまして、その御意見を参考にしながら、取り入れるか、取り入れないか、ちょっと検討しなければいけないと思っていますけれども、なかなか団体の方からは色々な、もう委員の方は御承知だと思いますけれども、デメリット部分がかなり強調されておまして、区としてもどうしようかなと今考えているところでございます。

○原委員 旅館業界の方ということですね。分かりました。

あとは、古民家とかそちらのほうはいかがですか。古民家ではないかもしれませんが、伝統的建築物はいかにもありそうな感じがします。

○奥原部長 伝統的な建築物につきましては、具体的に用途を旅館に変えたときに様々な建築基準法の規制がかかってきますので、それで具体的なタマがなさそうだなというので、概念上はあり得るかもしれないのですけれども、今回は提案させていただいていないところでございます。

○原委員 それは宿泊用ということですね。

○奥原部長 はい。宿泊をするときの窓口というか、受付を簡易なものでもいいよということです。

○原委員 分かりました。

あとはいかがでしょうか。

○藤原次長 歴史的建築物の話は、直接に関係の団体の方が去年から随分陳情もいただいていますので、我々としては相当ニーズがあるとお聞きしています。具体的な物件の問題なのかもしれませんけれども、是非精査いただくといいのではないかと思います。我々のところにも直接何度か台東区の団体の方がお越しになっていますので。

○原委員 あと1点だけ申し上げますと、先ほど、関係業界でというようなお話もございましたけれども、今回の国家戦略特区というのは、こういう色々な制度改革みたいな、特例措置をつくってやっていきたいと思いますというときに、必ず色々なところでデメリットのある方々がいらっしゃったり、反対される方々がいらっしゃったりというのがあるのですけれ

ども、そのときに、そうは言っても、例えば2020年に外国のお客が大勢来ますというのがごく近くに迫っている中で、そこはやはり社会全体としてというか、これは国の視点からも、都の視点からも、区の視点からも、やはり全体として考えると変えていったらいいのではないですかというときには、みんなで一緒になって、そこはある意味リスクをシェアして解決していきましょうよと、そういう枠組みをつくるというのがこの国家戦略特区だと思っていますので、色々と難しい課題があるときには、ちょっとそんなことも意識してお考えいただけるといいかと思います。先ほど申し上げたように、ここのエリアが国家戦略特区になっていないというのはまずあり得ないなという素人的な印象はありますので、是非よろしく願いいたします。

ありがとうございました。